

○和光市こどもの体験活動事業費補助金交付要綱

平成25年5月9日

告示第104号

和光市子育て活動推進事業費補助金交付要綱（平成13年告示第70号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定により市が定める和光市こども計画に基づき、当該計画の基本理念である「こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光」を理解し、広く市内においてこども（和光市こども計画の対象となるこどもをいう。以下同じ。）を主体とした子育て支援活動を主として行っている任意団体又は特定非営利活動法人（以下「団体」という。）が実施する事業（以下「体験活動事業」という。）に対し、予算の範囲内において和光市こどもの体験活動事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる体験活動事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 体験活動事業のうち和光市こども計画に基づき実施する、こどもを主体とし、こどもの自主性や社会性を育むための体験活動事業（対象者が団体の会員に限定されているものを除く。）であって、次のいずれにも該当するもの

ア 広くこどもが参加できる事業

イ 参加するこどもの意見を聴き、その意見を反映させる内容を含む事業

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める体験活動事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

(1) 補助金の交付決定前に実施した事業

(2) 国又は地方公共団体から補助、助成等を受ける事業

(3) 営利を目的とする事業

- (4) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業
 - (5) 公序良俗に反する事業
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業
- (補助対象経費)

第2条の2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、1の補助対象事業につき10万円を限度として補助対象経費の額の範囲内で市長が定める額とする。ただし、補助対象経費の額のうち講師謝礼に係る額は、5万円を限度とする。

2 補助対象事業の数は、1年度につき1事業を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、和光市こどもの体験活動事業費補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 団体を構成する者（以下「会員」という。）が10名以上であること。
- (2) 1年以上継続してこども又は子育て家庭を対象とした支援活動を実施していること。
- (3) こども又は子育て家庭と地域、行政、関係機関等とのネットワーク構築の役割を果たしていること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないこと。

2 前項の規定による申請（以下「申請」という。）に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業の計画書
- (2) 補助対象事業の収支予算書
- (3) 団体の会則
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請は、補助金の交付を受けようとする年度の6月末日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委員会の設置等)

第5条 市長は、公正かつ適正に補助対象事業の交付の可否を決定するために、和光市こどもの体験活動事業費審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、別に定める基準に基づき補助対象事業の審査及び評価をし、その結果を市長に報告するものとする。

（委員会の組織等）

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 子どもあんしん部長

(2) 副委員長 子ども家庭支援課長

(3) 委員 地域共生推進課長及び市民活動推進課長

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

5 委員会の庶務は、子どもあんしん部子ども家庭支援課において処理する。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、第5条第2項の規定による報告に基づき、補助金の交付の可否を決定し、和光市こどもの体験活動事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）に速やかに補助金を交付するものとする。

（変更の届出）

第8条 補助団体は、申請の内容に変更が生じたときは、速やかにその内容を市長に届け出なければならない。

（状況報告）

第9条 市長は、補助団体に対し、第7条第2項の規定により補助金の交付を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の執行の状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 補助団体は、補助事業が完了したときは、当該事業完了後1月以内に和光市こ

どもの体験活動事業費補助金実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 当該補助事業に係る事業報告書
- (2) 当該補助事業に係る収支決算書
- (3) 当該補助事業に係る領収書その他支出を証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(精算)

第11条 補助団体は、補助金を使用しなかったとき、又は補助事業に要した経費が補助金の額を下回ったときは、当該補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。
(書類の整備及び保管)

第12条 団体は、補助事業に係る収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支等についての書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。
(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第151号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第60号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の和光市子育て活動推進事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示第12号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施

行する。

（準備行為）

- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の和光市子育て活動推進事業費補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和５年告示第２３０号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、令和５年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和７年告示第１５６号）

この告示は、公布の日から施行する。

